

課外活動団体員の皆さんへ

大阪大谷大学危機対策本部

## 緊急事態宣言解除後の課外活動について

現在、課外活動については原則停止としていますが、緊急事態宣言解除に伴い、本学において2回目の職域接種が終わる10月11日(月)以降は、課外活動実施の段階を1「感染防止策を徹底し、大学の許可を得たうえで、各施設の利用条件に基づいて活動を可能とする」に、引き下げます。以下の事項を遵守のうえ課外活動団体(同好会を含む)の活動を許可します。11日(月)～16日(土)までの期間に、感染防止等に関する学生課の説明を受けたうえで、活動を再開してください。

活動団体内に陽性判定者が出た場合、活動を停止します。再開については別紙の通りとします。

なお、今後の感染状況を鑑みながら、変更などがある場合は改めてお知らせします。

※部室内でのミーティングや学外での集会等を問わず、下記の例に類する行為を行っていることが発覚した場合は直ちにクラブ活動を停止します。

### 【認められない活動の例】

- ・提出書類や面談等で感染対策が十分に講じられておらず新型コロナウイルスに対する回避意識が低いと判断された場合
- ・オンラインで行うことができる活動を対面で行う場合
- ・不特定多数の人が参加する活動を行う場合
- ・活動を行う中で上記の課外活動条件及び自らが策定した計画書の感染対策を違反する行為が見られた場合
- ・書類の提出期限が守られなかった場合。

## 2. 感染防止対策

- ・全ての活動において、可能な限り指導教員(顧問)の立合いの下、行ってください。
- ・下記に示す活動時間を厳守してください。
- ・活動時間内で、食事を挟んで活動する場合は、間隔をあけて黙食してください。
- ・活動場所へ行く時には、直行直帰してください。帰宅途中における飲食は自粛してください。
- ・絶えずマスクを着用してください。また、マスクを着用していても大声の会話はしないでください。手洗い・うがいの徹底、換気や密集の回避など感染防止対策を可能な限り講じてください。
- ・移動時は必ずマスクを着用し、公共交通機関の混雑を避けて登下校してください。
- ・空気の循環が悪い施設の使用は不可とし、屋内で活動を行う場合は常時喚起を行ってください。
- ・更衣室等の混雑を回避できるよう時間設定の工夫や大部屋の確保をしてください。

特に部室等の閉鎖的空間で同時に多人数が更衣したり、長時間留まったりしないよう計画してください。更衣のための空き教室が必要な場合は学生課に問い合わせてください。

- ・用具等は使用前および使用後に消毒してください。
- ・活動中及び休憩時間において、タオルの共用やドリンク類の回し飲み、マスクを外しての会話等はしないでください。
- ・普段以上に栄養や休養をしっかりと摂ってください。
- ・シャワー室は利用できません。
- ・活動前後や活動中に関わらず、三密を回避し、ソーシャルディスタンス(2メートル以上)を保ってください。
- ・部室内には同時に3名以上入室しないでください。

### 3. 活動時間について

「対面授業」が実施される期間は、活動時間は下記です。

平日の施設使用可能時間は19時まで、最終退構時間は19時30分です。

平日(月・火・木・金) : 7時から9時まで 16時50分から19時まで

平日(水) : 7時から9時まで 15時5分から19時まで

土日祝 : 9時から19時まで

※「遠隔授業」実施の場合、休暇中の活動については顧問の指示に従ってください。

### **必要提出書類**

**活動再開にあたり、学生課に提出が必要な書類は①～④です。すべてを必ず提出してください。**

#### ①「学内活動願」もしくは「学外活動願」

原則、活動の5日前まで(土日祝を除く)に学生課窓口へ提出してください。

#### ②「課外活動実施計画書」

「活動願」一枚につき一枚を添付してください。

#### ③「参加者名簿」

「活動願」一枚につき一枚を添付してください。

#### ④「保護者の同意確認書」

学生本人及び保護者の意思については、上記の同意書の提出をもって確認します。  
同居家族等に重症化のリスクが高い方がいる学生は極力活動に参加しないようお願いいたします。

**活動が許可された場合、活動時に提出が必要な書類は⑤です。**

**活動日毎に、活動日当日すみやかに提出してください。**

#### ⑤「体調管理簿」

- ・活動終了後、当日に学生課窓口、もしくは大学メールで提出してください。  
何らかの理由により提出できない場合は、必ず学生課に連絡してください。  
提出がない場合、提出書類の不備として翌日以降の活動を停止します。
- ・参加学生は、自宅での検温を徹底し毎日必ず記録してください。

令和3年10月1日

- ・学内に入構する外部の方の体調管理についても部が徹底して行い、速やかに学生課へ報告してください。
- ・体温が37.5℃以上、もしくは普段の自分の体温よりも明らかに高い場合、だるさ、風邪に似た症状がある場合は、速やかに医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。また、その旨を顧問と学生課へ必ず報告してください。

#### **施設使用について**

- ・施設の予約については、活動の一ヶ月前から開始します。
- ・期間内の施設予約は原則先着順に決定します。

新型コロナウイルス感染症の陽性判定者が発生した場合の活動停止と再開について

- ① 1名の陽性判定者があった場合、一旦活動を停止する。

クラブ活動での感染か、それ以外での感染かを判断するため、顧問（責任者）が当該学生に聞き取り調査をする。クラブ内での濃厚接触者の有無を保健所に確認する。濃厚接触者がいない場合は、活動を再開する。

- ② 2～4名の陽性判定者があった場合、最終の陽性判定から1週間の活動を停止する。

クラブ活動での感染か、それ以外での感染かを判断するため、顧問（責任者）が当該学生に聞き取り調査をする。クラブ内での濃厚接触者の有無を保健所に確認する。濃厚接触者がいなかった場合、活動停止から1週間後に部員全員がPCR検査を受け、結果が陰性であれば活動を再開する。

（濃厚接触者と判断された者は2週間活動停止。）

- ③ 5人以上の感染者が発生した場合、最終の陽性判定から2週間の活動停止とする。

クラブ活動での感染か、それ以外での感染かを判断するため、顧問（責任者）が当該学生に聞き取り調査をする。

活動再開前に、部員全員にPCR検査を行い、結果が陰性であれば活動を再開する。